

岩手県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第24号

岩手県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例

岩手県障害者介護給付費等不服審査会条例（平成18年岩手県条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）<u>第48条第1項</u>及び児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第44条の5第1項に規定する合議体を構成する委員の定数は、5人以上10人以内とする。</p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）<u>第58条第1項</u>及び児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第44条の5第1項に規定する合議体を構成する委員の定数は、5人以上10人以内とする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。